第三十条の二に次の一項を加える。

3　第一項の明細書に記載すべき事項を電磁的記録に記録するときは、前金払及び概算払に区分し、科目ごとに細分して編集しなければならない。

第三十条の三の見出しを「（未処理事項の調書の添付等）」に改め、同条第一項第二号中「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」を「補助金等適正化法」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の調書（当該調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に記載し、又は記録した事項についてその処理が完結したときは、その都度その内容を記載した報告書を提出しなければならない。

第三十条の四第一項中「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」を「補助金等適正化法」に、「第三号の四書式の補助金等の未精算状況報告書」を「補助金等の未精算状況報告書（第三号の四書式）」に改め、同条第二項中「報告書」を「書類」に改め、同条第三項中「調書」の下に「（当該調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を、「記載」の下に「し、又は記録」を加え、「報告」を「その内容を記載した報告書を提出」に改める。

第三十条の五中「記載」の下に「し、又は記録」を加え、「発見したとき及び」を「発見し、」に、「報告」を「記載した報告書を提出」に改める。

第三十条の六を次のように改める。

（前金払又は概算払のために予算決算及び会計令第五十一条第十三号に規定する経費に充てるための資金を交付した場合の取扱い）

第三十条の六　前金払又は概算払のために予算決算及び会計令第五十一条第十三号に規定する経費に充てるための資金を交付したときは、前金払又は概算払をしたものとみなして第二十二条第二項、第三十条第六号、第三十条の二及び第三十条の三の規定並びに第三号書式の乙前金払の表及び丙概算払の表の規定を適用する。

「第三章の二　センター支出官の計算証明」を削る。

第三十条の七の前に次の節名を付する。

第七節　センター支出官の計算証明

第三十条の七第二項を次のように改める。

2　計算書は、支出計算書（センター分）（第三号の五書式）とする。

第三十条の八中「第三号の二書式の主要経費別内訳表、第三号の三書式の事項別内訳表及び第三号の六書式の官署支出官別科目別支出済額内訳表」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

一　主要経費別内訳表（第三号の二書式）

二　事項別内訳表（第三号の三書式）

三　官署支出官別科目別支出済額内訳表（第三号の六書式）

第三十条の九第一項中「次のとおり」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　支出官事務規程第三十条に規定する小切手の振出し又は支払指図書若しくは国庫金振替書の交付若しくは送信の内容を明らかにした書類

第三十条の九第二項を削る。

第三十条の十及び第三十条の十一を次のように改める。

（証拠書類の編集方法の特例）

第三十条の十　前条の証拠書類又は証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録については、第八条及び第八条の二の規定は適用しない。

2　前条の証拠書類は、日別に編集し、第八条第四項各号に掲げる事項を記載した表紙を付さなければならない。

3　前条の証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録は、日別に編集し、第八条第四項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を併せて記録しなければならない。

4　前条の証拠書類と当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録とを提出するときは、当該証拠書類の表紙には、第二項に規定する事項のほか、電磁的記録により提出するものがある旨を記載しなければならない。

（証拠書類に付記する事項）

第三十条の十一　第三十条の九第三号に規定する日本銀行の支払済書（当該支払済書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）には、支払時期、支払方法その他支払の内容を明らかにした事項を付記しなければならない。

第三十条の十一の次に次の一条を加える。

（誤びゅう及び訂正の報告）

第三十条の十二　最終の支出計算書（センター分）を提出した後において、計算書に記載し、又は記録した年度、科目その他の事項について誤りを発見し、その訂正の処理をしたときは、その都度その内容を記載した報告書を提出しなければならない。

「第四章　収入官吏の計算証明」を削る。

第三十一条の前に次の節名を付する。

第八節　収入官吏の計算証明

第三十一条第一項中「次条第一項但書」を「次条第一項ただし書」に改め、「次条第二項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　計算書は、収入金現金出納計算書（第四号書式）とする。

第三十二条第一項中「取り扱った」を「取り扱った」に、「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第二項中「取り扱った」を「取り扱った」に、「第九条」を「第八条及び第九条」に改め、「、表紙には」を削り、「職氏名を」の下に「証拠書類の表紙に」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定は、証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録について準用する。この場合において、前項中「ごとに別冊とし、第八条」とあるのは「の別に、第八条の二」と、「の表紙に記載すべき事項を記録した電磁的記録に併せて記録」と読み替えるものとする。

第三十三条の見出し及び同条中「添附」を「添付」に改める。

「第五章　資金前渡官吏の計算証明」を削る。

第三十五条の前に次の節名を付する。

第九節　資金前渡官吏の計算証明

第三十五条第一項中「次条第一項但書」を「次条第一項ただし書」に、「、第五十八条の四第四項」を「（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　計算書は、前渡資金出納計算書（第五号書式）とする。

第三十六条第一項中「取り扱つた」を「取り扱った」に、「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第二項中「取り扱つた」を「取り扱った」に改め、「証拠書類」の下に「及び添付書類」を加え、「第九条」を「第八条及び第九条」に改め、「、表紙には」を削り、「附記」を「証拠書類及び添付書類の表紙に記載」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定は、証拠書類及び添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録について準用する。この場合において、前項中「ごとに別冊とし、第八条」とあるのは「の別に、第八条の二」と、「の表紙に記載」とあるのは「に記載すべき事項を記録した電磁的記録に併せて記録」と読み替えるものとする。

第三十七条の見出し中「添附」を「添付」に改め、同条中「日本銀行の」を「日本銀行国庫金取扱規程第八十二条の規定により日本銀行から送付された」に、「基き」を「基づき」に、「を添附」を「を添付」に、「但し」を「ただし」に、「添附しがたい」を「添付し難い」に、「備考に附記」を「備考欄に記入」に改める。